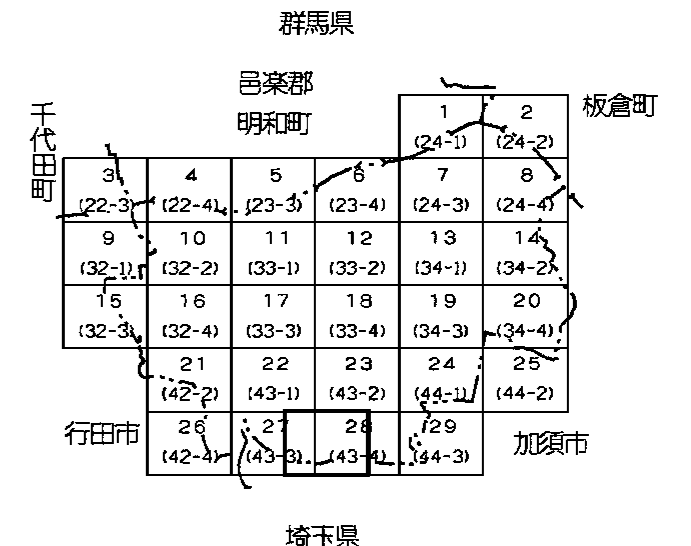
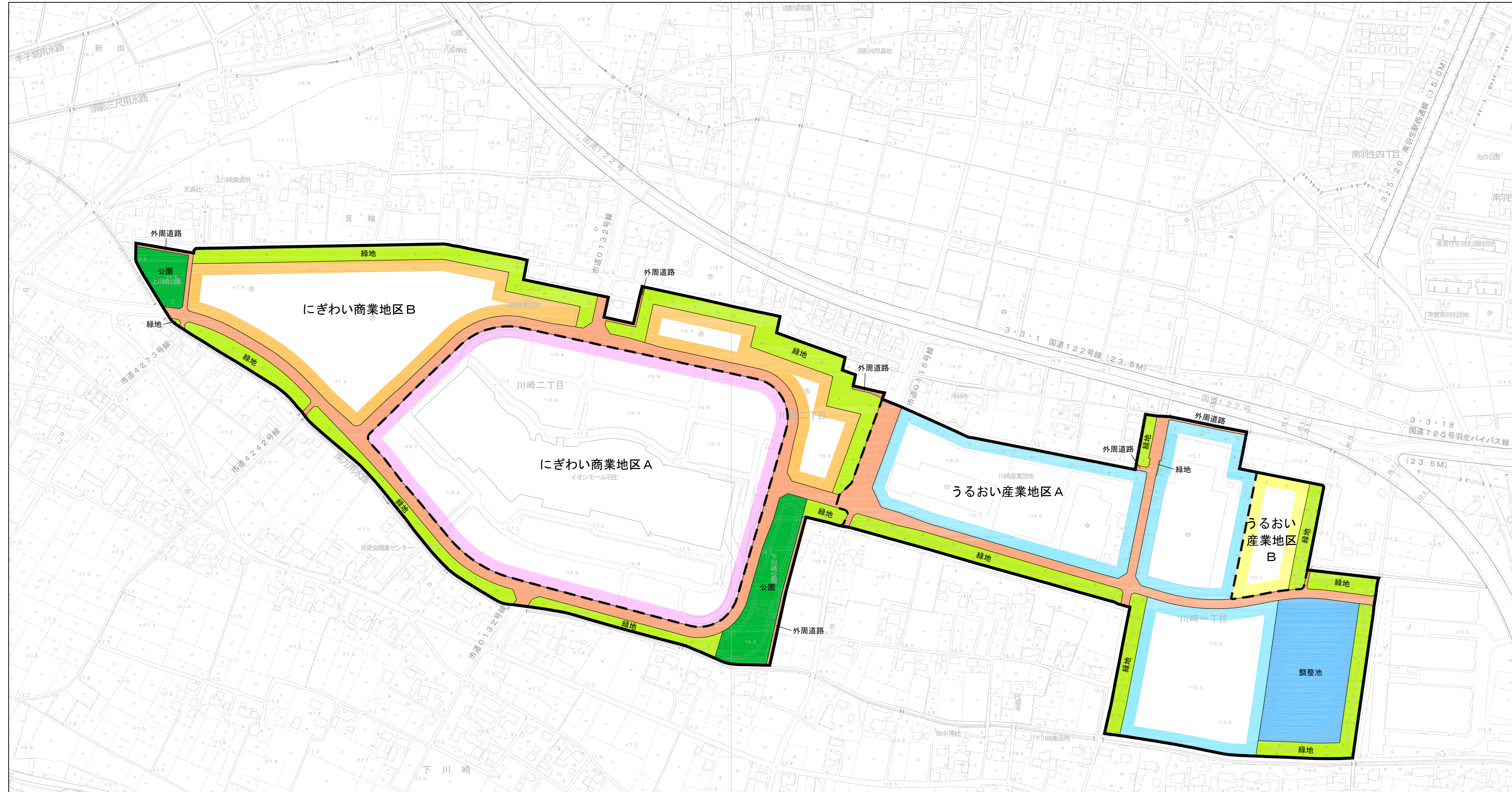


地区計画一地区整備計画図
【建築物等の用途の制限】

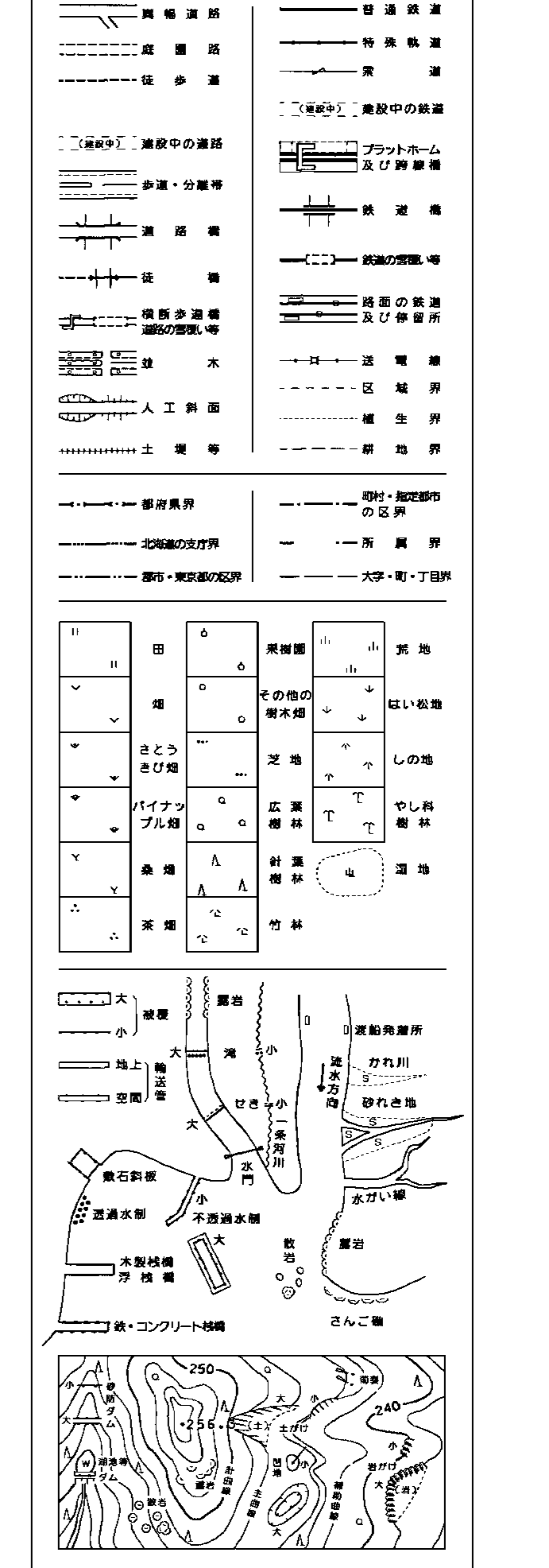
羽生市地形図



記号

■	建築用地	A37.2 三井産
■	農用地	#25.62 雑草
■	森林地	#42.3 杉・松等
■	河川	#35.6 川原
■	道路	#25.6 一般道
■	公園	#12.3 公園
■	緑地	#19.6 雑草
■	水田	#25.6 水田
■	田	#25.6 田
■	畑	#25.6 畑
■	雑草	#25.6 雑草
■	河川	#35.6 川原
■	池	#35.6 池
■	調整池	#35.6 調整池
■	外周道路	#35.6 外周道路
■	公園	#12.3 公園
■	緑地	#19.6 雑草
■	水田	#25.6 水田
■	田	#25.6 田
■	畑	#25.6 畑
■	雑草	#25.6 雑草

凡 例	
地区計画区域・地区整備計画区域	地区整備計画細区分境界
———	-----
建築物等の用途の制限	
<p>にごわい商業地区A </p> <p>次に掲げる建築物等は建築又は建設してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（ウ）項第1号及び第3号に掲げる建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（エ）項第3号及び第4号に掲げる建築物 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 学校、図書館その他のこれらに関するもの 神社、寺院、教会その他のこれらに関するもの 病院 ホテル又は旅館 自動車教習所 マージャン屋、ばちこ屋、射的場、賭博投資券発売所、競舟投資券発売所及び場外車券売場 倉庫 キャバレー、料亭店その他これらに関するもの 娯楽用遊園地に係る公衆浴場その他これらに関するもの 運動場を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を越えるもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第5項のいずれかに規定する業務の用に供する建築物 商業施設管理の用に供する建築物又は工作物 アスファルトプラント、クラッシュプラント 畜舎 葬儀場 	<p>にごわい商業地区B </p> <p>次に掲げる建築物等は建築又は建設してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（ウ）項第1号及び第3号に掲げる建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（エ）項第3号及び第4号に掲げる建築物 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 学校、図書館その他のこれらに関するもの 神社、寺院、教会その他のこれらに関するもの 病院 ホテル又は旅館 自動車教習所 マージャン屋、ばちこ屋、射的場、賭博投資券発売所、競舟投資券発売所及び場外車券売場 倉庫 キャバレー、料亭店その他これらに関するもの 娯楽用遊園地に係る公衆浴場その他これらに関するもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第5項のいずれかに規定する業務の用に供する建築物 商業施設管理の用に供する建築物又は工作物 アスファルトプラント、クラッシュプラント 畜舎 葬儀場
<p>うるおい産業地区A </p> <p>次に掲げる建築物等は建築又は建設してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（セ）項に掲げる建築物 次に掲げる業務の用に供する建築物 <ol style="list-style-type: none"> 肥料の製造 製皮若しくはかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 アスファルトの精製 アスファルト、コール、タール、木タール、石油高炭化物又はその残りかすを原料とする製造 セメント、石膏、沸石灰、生石灰又はカーバートの製造 レイシミクスコンクリートの製造 商業施設管理の用に供する建築物又は工作物 畜舎 葬儀場 	<p>うるおい産業地区B </p> <p>次に掲げる建築物等は建築又は建設してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第二（セ）項に掲げる建築物 次に掲げる業務の用に供する建築物 <ol style="list-style-type: none"> 肥料の製造 製皮若しくはかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 アスファルトの精製 アスファルト、コール、タール、木タール、石油高炭化物又はその残りかすを原料とする製造 セメント、石膏、沸石灰、生石灰又はカーバートの製造 レイシミクスコンクリートの製造 畜舎 葬儀場



本図は平成14年国土交通省告示第9号の施行に
よる改正図面、
変更内容等は、世界測距系による
図面に示した各座標値は、北緯35度41分
40秒、東経139度01分00秒、
高さの基準は東京湾の平均海面
で、高さの単位はメートル。